



暮らしの情報ページ

8月3日(土)・4日(日)に開催

入間川七夕まつり

8月3日(土)・4日(日)に入間川七夕まつりを開催します。花火大会・友好交流都市の物産展・阿波踊りなど盛りだくさんの内容で、皆さんのお越しをお待ちしています。また、まつりのよつすを描いた児童絵画コンクールの作品を募集します。ぜひ、ご応募ください。

なお、当日は交通規制が行われますのでご注意ください。ごみの持ち帰りにともご協力をお願いします。

催し物

8月3日(土)・4日(日)(共通)

内容 竹飾り、ふれあいコーナー、民俗芸能祭、獅子こどもイベント、各種団体イベントなど

8月3日(土)

内容 納涼花火大会(20時から、悪天候時は4日に順延)、民謡流し、鼓笛隊パレード、幼年消防クラブ防火パレード、和太鼓など

8月4日(日)

内容 尾花沢花笠踊り、天体観測コーナー、阿波踊り大会など



児童絵画コンクール

対象 中学生以下 受け付け 8月15・16日(木・金) 9時~17時に商工課内狭山市観光協会事務局へ 市立小・中学校、幼稚園、保育所の児童・生徒は、通園・通学している園・学校に提出してください

茶の花号の臨時運行コース

3日(土)、12時から4日(日)の終便までは、北・北中・西コースが一部変更になり、交通規制区域内のほか、一部の停留所から乗降できなくなりますので、ご注意ください。

定期バス折り返しのご案内

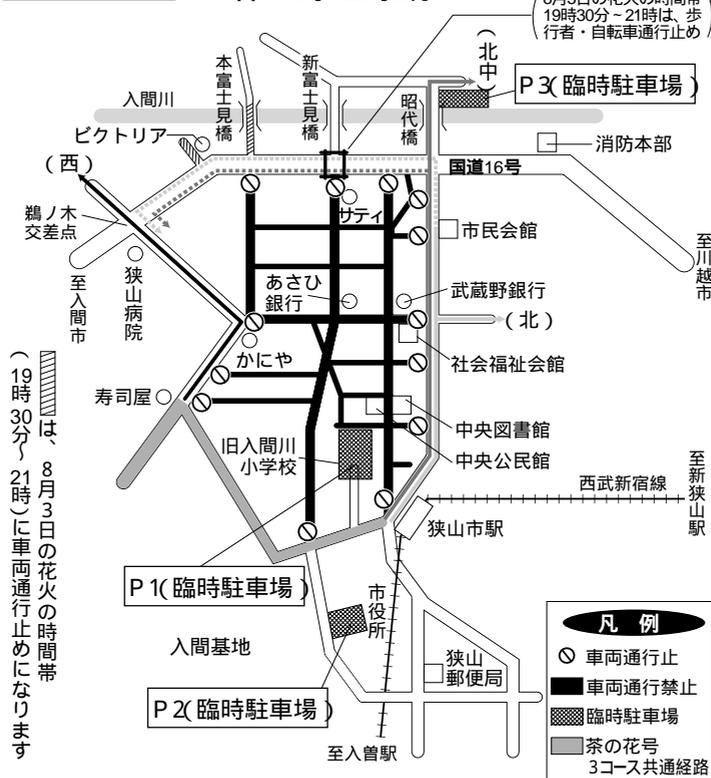
入間市駅行きは、まつり会場を迂回し、狭山市駅西口発着です
飯能駅、狭山グリーンハイツ、智光山公園、日生団地、埼玉牧場、柏原二

茶の花号の運行コース

8月3日の運行コース 北(は下り)は「上り」は「上り」です
8月4日の運行コース 西(は下り)は「上り」は「上り」です
「北中(は下り)は「上り」は「上り」です
交通規制区域内のほか、一部の停留所からの乗降ができませんので、ご注意ください

交通規制図

規制時間▶ 3日...12時~22時30分
▶ 4日...10時~21時30分



ユータウン、笠幡折返し場行きは、市民会館で折り返します
入間川七夕まつりが中止となった場合は、平常どおり運行します。また、3日は12時まで、4日は10時まで平常どおりです

狭山台団地行きは、すべて狭山市駅東口発着です
稲荷山公園行きは、平常どおり運行しております

問い合わせ入間川七夕まつり実行委員会事務局へ ☎953 1205

暮らしの情報ページは主に市からのお知らせを掲載します。申し込み・問い合わせは➡の記号で表します。市役所の所在地は〒350 1380 狭山市入間川1 23 5、電話番号は☎042 953 1111です。

市街化調整区域の建築物の建ぺい率・容積率などを見直します

平成12年5月19日、都市計画法および建築基準法の一部が改正され、用途地域の指定のない区域において、建ぺい率・容積率・道路斜線・隣地斜線などの形態規制を新たに指定することができるようになりました。

各形態規制の数値の決定・適用は、「施行後3年以内(平成16年5月18日まで)に新たな数値を指定することができる」と改正されました。見直しは、市街化調整区域で用途地域の指定のない区域(白地地域)に限り行うこととなります。

用途地域の指定のない

区域における建築物の現状は

現在の基準では、建ぺい率は70%、容積率は400%という比較的ゆるい制限となっています。用途地域の指定のない区域は、一般的には低密度な土地利用が相当と考えられます。現行の基準は、高容積の建築物も建築可能となっているため、一度、高容積の建築物が建築された場合、周辺の建築物との不均衡や日照・交通の面から混乱を招くことも十分に考えられます。

以上のことから今回の改正では、現行よりさらに低い形態規制数値の指定が可能となりました。

建ぺい率・容積率などの

新基準決定までの流れ

平成13年度は、用途地域の指定のない区域における建築物の状況調査を行いました。今後は、調査結果および現況の土地利用、市の各計画などを踏まえて検討し、指定数値の決定を行います。

検討結果は、今年度中に説明会などで公表します。その後皆さんのご意見を伺い、狭山市都市計画審議会の議を経て、新しい建築形態規制を決定することとなります。

市街化区域と市街化調整区域とは

都市計画法では、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画で市街化区域と市街化調整区域に区分しています。これを「線引き制度」といいます。線引き制度では、道路・公園・下水道などの都市基盤整備について、公共投資を効率的に行いつつ、良好な市街地の形成を図ることを目的としています。市街化区域はすでに市街地を形成している区域、およびおおむね今後10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいいます。
狭山市では、1千438haが市街化区域に、3千466haが市街化調整区域に指定されています。今回、形態規制を見直す区域は、市街化調整区域で用途地域の指定のない3千420haです。

新しい建築形態規制の基準づくりについてご質問のあるかたは、建築指導課にお問い合わせください。

問い合わせ建築指導課へ内線2171

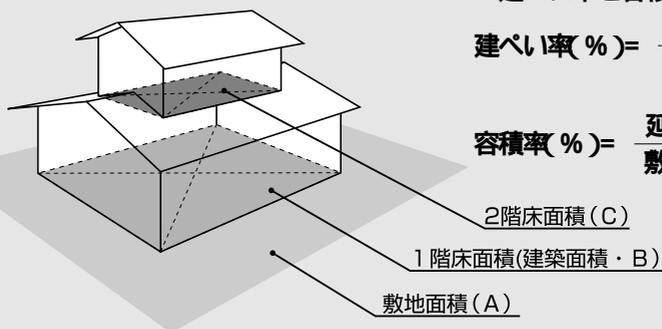
建ぺい率・容積率ってなに？

建ぺい率

建物の建築面積の敷地面積に対する割合のことで、敷地内に一定の空き地を確保するための規定

容積率

建物の延床面積(床面積の合計)の敷地面積に対する割合のことで、建物の密度を抑制するための規定



建ぺい率と容積率の計算方法

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}(B)}{\text{敷地面積}(A)} \times 100$$

$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{延床面積}(B+C)}{\text{敷地面積}(A)} \times 100$$

2階床面積(C)

1階床面積(建築面積・B)

敷地面積(A)